

議案第 57 号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年6月21日

三朝町長 安 田 真 一 郎

三朝町条例第 号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例（昭和57年三朝町条例第29号）の一部
を次のように改正する。

別表のGの項中「880円」を「900円」に改める。

附 則

この条例は、平成6年7月1日から施行する。